

[事案 24-129] 配当金支払請求

・平成 25 年 3 月 27 日 裁定終了

<事案の概要>

社員配当金特殊支払特約にかかる配当を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 3 年 8 月に締結した定期保険特約付終身保険の主契約に付加された社員配当金特殊支払契約につき、①配当権が発生する契約締結後 10 年目（平成 12 年度）から、本件契約を解約した平成 23 年度までの、12 年間にわたる各年度の本件特約に係る社員配当の実績の 1 年毎の開示を（本件請求 1）、②無配当の場合にはその理由の開示を（本件請求 2）、③配当実績がある年度分については配当金の支払いを（本件請求 3）、④既払込保険料のうち社員配当金特殊支払契約に相当する分の保険料の返還を求める。

<保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 「社員配当金特殊支払特約」は配当の割当を内容とする特約ではなく、消滅時特別配当の必要財源の一部について養老保険を買い増すことで事前積立する方法を規定する特約である。具体的には、主契約の保険料払込期間が満了する際、あるいは主契約が消滅する際の消滅時特別配当の支払に備えて、毎決算時に割当てた特別配当を、養老保険を買い増すための一時払保険料に充当し、毎年継続的に保険金を累積する方法について規定している。契約が消滅する際に消滅時特別配当を支払う場合には、本特約によって買い増しされた養老保険による保険金（解約の場合は解約返戻金）も消滅時特別配当の支払に当てられる。
- (2) 申立人の契約にも本特約が付加されているが、平成 12 年度以降の当社決算において一時払養老保険の保険料に充当する特別配当の割当がなかったため、本特約により養老保険の買い増しが行われることはなかった。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の内容にもとづき審理した結果、当審査会は、保険契約者等の権利が具体的に侵害されたときにその救済を目的としている裁判外紛争解決機関であるが、本件請求 1 は本件配当の実績の開示を求めるものであり、本件請求 2 は無配当の理由の開示を求めるものであって、その性質上、当審査会が裁定を行うのに適当な申立ての内容ではないと判断して裁定手続を打ち切った。なお、本件請求 3 および 4 については、下記のとおり、申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書に理由を明記し、裁定手続を終了した。

- (1) 本件約款は、本件特約の内容について次のように規定しており、本件配当が、社員配当金があった場合でも、主契約に付加される養老保険の一時払保険料に充当されるものであって、契約者に対し、配当金として支払われるものでないことは明らかである。
 - ① 「本件特約は、社員配当金を主契約に付加される養老保険（以下「買増保険」）の一時払保険料に充当する場合の取扱および買増保険の契約内容について定めたものです。」
 - ② 「主約款の規定によって割り当てられた社員配当金は、その割当を行った事業年度の次の事業年度の年単位の契約応答日に買増保険の一時払保険料に充当します。」
- (2) 「社員配当金」は、「定款」の規定によって積み立てられた社員配当準備金の中から、主務

大臣の認可を得た方法によって、毎事業年度末に割り当てられるところ、「定款」では、「決算において剰余金が生じたときは、その 100 分の 90 以上を社員配当準備金として積立て…ることができる。」と規定している。従って、本件特約による配当が、社員配当金を原資とするものである以上、保険会社の経営業績により配当が変動し、また、業績が悪ければ配当がなされない場合が生じることは当然である。

- (3) 本件請求 3 について、平成 12 年度から平成 23 年度までの 12 年間、本件配当は実施されたことがなく、また、本件配当は、買増保険の一時払保険料に充当されるものであり、契約者に対し、配当金として支払われるものではない。
- (4) 本件請求 4 について、申立人は、既払込保険料のうち社員配当金特殊支払契約に相当する分の保険料の返還を求めるが、本件特約の内容は前述のとおりであり、そもそも本件特約に対応する保険料は存在しない。